

はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業実施要領

制 定	平成24年 3 月28日	農第30031-4号
一部改正	平成25年 3 月26日	農第30193-4号
一部改正	平成25年 9 月17日	農第30193-1号
一部改正	平成26年 4 月 1 日	農第30193-1号
一部改正	平成27年 3 月23日	農第30193-3号
一部改正	平成28年 3 月22日	農第30193-3号
一部改正	平成29年 3 月23日	農構第30193-8号
一部改正	平成30年 3 月23日	農構第30193-5号
一部改正	平成31年 3 月25日	農構第30193-4号
一部改正	令和 2 年 3 月25日	農構第30193-3号
一部改正	令和 3 年 3 月22日	農構第30193-5号

第1 趣 旨

この事業は、群馬県農業農村振興計画（以下「プラン」という。）の実現のため、生産性を向上させるためスマート農業の導入や、認定農業者等の意欲ある担い手の育成、新規就農者や企業等の新たな担い手の確保、経営の多角化や法人化を進める経営体への支援を行い、本県農業の将来を担う力強い経営体を育成することを目的とする。

第2 事業の内容等

この事業で実施する取組方向は、プランに対応したものとし、はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるほか、各メニューは別記はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業実施基準（以下「実施基準」という。）に定めるとおりとする。

1 新時代対応型

(1) スマート農業支援タイプ

I o T等を活用した農業機械の導入を推進し、農業のD X化に対して支援する。

(2) 担い手支援タイプ

農業経営の法人化や6次産業化等の経営発展・多角化、環境に配慮した取組に対して支援する。

2 新規就農者支援型

新規に就農する農業者に対して支援を行い、初期投資の軽減、早期の経営安定を図る。

3 アグリビジネス参入型

民間企業の農業参入に対し支援を行い、民間活力の有効利用による農業振興と雇用の創出を図る。

第3 事業の実施手続

1 実施計画書の作成等

(1) 事業を実施しようとする市町村長、市町村の区域を越える県域団体または実施地区が複数の市町村の区域に及ぶ団体（以下「市町村長等」という。）等は、プランに即した本県農業・農村の実現を図るために、地域の取り組むべき課題を整理し、目標とするプランの施策（以

下「テーマ」という。)を設定の上、関係農業者及び事業主体等の事業希望を取りまとめ、はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業実施計画書(様式第1号)(以下「実施計画書」という。)を作成するものとする。

(2) 実施計画書の作成に当たっては、関係各種計画との関連を考慮し、農業事務所等の指導を受けて作成するものとする。

(3) 事業主体が市町村の区域を越える県域団体または実施地区が複数の市町村の区域に及ぶ団体(以下「広域団体」という。)の場合にあつては、各市町村が目標とするテーマと整合を図るものとする。

2 事業計画の承認申請

前記1の(1)の実施計画書を作成した市町村長等は、承認申請書(様式第2号)に実施計画書及び群馬県暴力団排除条例に定める暴力団等を排除するための措置として様式第3号を添付し、農業事務所長(以下「所長」という。)に提出して承認を受けるものとする。

3 事業計画の承認要件

所長は、前記2により提出された実施計画書が実施基準を満たすとともに、事業の規模が適切であり、かつ、実施計画書の達成が確実であると見込まれる場合、その承認を行うものとする。

なお、次の項目のいずれかに該当する場合は、原則として承認しないものとする。

(1) 関係する法令、規則、要綱等に遵守されていないものがあること。

(2) 実施計画書について、地域内の関係者の総意に基づくと認められないこと。

(3) 申請後における情勢の変化等により、事業の着手までに更に相当の期間を要すると認められる事由が発生していること。

(4) 事業を通じて導入する営農上及び施設整備上の新技術について、現地での効果の発現等が十分に確認されていないこと。

(5) 新規に導入する作物、新規に製造する加工品等について、種苗、原材料、技術、販路等必要となるもののうち確保する見通しが立っていないものがあること。

(6) 関連事業の進捗状況等に比較して著しく先行していると認められること。

(7) 過去において、当該地域で実施した補助事業(ソフト・ハード事業)が、計画に対して相当の効果発現が見られない、若しくは、当該事業で実施した事後評価において良好と認められないこと。

4 予算の配分

所長は、計画承認を行うにあたり、2により提出のあった実施計画について、農業構造政策課長(以下：課長という)と予め成果目標協議を行うこととする。

課長は、予算の範囲内で以下に基づき予算を配分し、その結果を通知するものとする。

(1) 要望のあった事業計画のうち、ソフト事業を最初に予算配分する。

(2) ハード事業の採択の順位については以下のとおりとする。

① メニューにおける順位は、新規就農者支援型、新時代対応型(スマート農業支援タイプ)、新時代対応型(担い手支援タイプ)、アグリビジネス参入型、新時代対応型(担い手支援タイプ(環境配慮))とする。さらに、個人農業者向けの国庫事業の要望も行っている計画については優先することとする。

② 同一メニュー内では、農地集積又は規模拡大、中山間地域振興、農福連携、GAPの取組、

輸出の取組の順とするが、中間管理事業を活用する(活用している場合を含む)場合は、最上位とする。

- ③ 採択の当落上で、①と②が同値となっている場合には、事業費の小さい計画から採択することとする。

5 事業の着工

事業の着工は、群馬県補助金等に関する規則(昭和31年12月27日規則第68号)第5条第1項の交付決定(以下「交付決定」という。)に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合には、あらかじめ事業主体は指令前着工届(様式第10号)を市町村長に提出することにより、交付決定前に着工できるものとする。

なお、指令前着工届の提出を受けた市町村長は、適正な指導を行った上で所長に提出するとともに、交付申請書の「1事業の総括」の備考欄に着工年月日、指令前着工届の日付及び文書番号を記載するものとする。

6 事業計画の重要な変更

- (1) 市町村長等は、所長の承認を受けた事業計画の重要な変更をするときは、前記1から3に準じて行うものとする。

なお、重要な変更とは、次の(2)及び(3)に該当する場合とする。

- (2) テーマの新設・廃止

- (3) テーマを構成する次の事項

- ① 事業主体の変更
- ② 実施地区の区域の変更
- ③ 区分の新設・廃止
- ④ 機械・施設等の設置場所の変更(ハード事業の場合に限る。)
- ⑤ 区分毎の事業量、事業費の30%を超える変更(事業量については、ハード事業の場合に限る。)

第4 事業の指導推進体制

所長は、指導推進体制を整備し、実施計画書の作成及び事業の適正かつ効果的な実施について指導するものとする。

第5 事業の評価及び利用状況報告

1 事前評価の実施

- (1) 事業を実施しようとする市町村長は、はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業事業評価表(以下「事業評価表」という。)により事前評価を行い、事業承認申請書に添付し、所長に提出するものとする。
- (2) 事業主体が広域団体の場合、事前評価は主たる市町村長が行い、事業承認申請書に添付し、所長に提出するものとする。
- (3) 第3の5に定める事業計画の重要な変更を行った場合についても(1)及び(2)の規定を準用する。

2 事後評価の実施

(1) 成果目標は事業実施の翌年度から3年以内に達成するものとし、事業を実施した市町村長は、事業評価表により事後評価を行い、事業が完了した日から1ヶ月又は事業を実施した翌年度から事業実施後3年度目までの達成状況を、毎年度、翌年度の4月末日までに所長に提出するものとする。

ただし、目標達成後は、報告を要しないものとする。

(2) 上記(1)の規定にかかわらず、所長が必要と認めるときは、市町村長は所長が指定した実施計画書のテーマについて事後評価を行い、指定期日までに結果を報告するものとする。

なお、この報告様式は、実施計画書の指定通知時に所長が定めるものとする。

(3) 事業主体が広域団体場合、事後評価は主たる市町村長が行うものとし、その他提出期日等についても(1)及び(2)の規定を準用する。

3 利用状況報告

事業を実施した市町村長等は、この事業により導入・整備した機械・施設について、事業完了の翌年度から3年間毎年、当該機械・施設の利用状況報告書を作成し所長に提出するものとする。

なお、報告書の提出期限は、当該年度の翌年度4月末までとする。

第6 助 成

1 所長は、この要領に基づいて実施する事業に対し、予算の範囲内において助成するものとする。

2 ハード事業については、1事業あたりの事業費が10万円未満のものは、補助対象としない。

3 ハード事業については、取組に要する経費について融資を受けるものとする。

4 事業内容ごとの補助金額は、以下に示すもののうち、最も低い額を限度とする。

① 補助金額＝事業費×補助率（又は補助金上限額）

② 補助金額＝融資額

③ 補助金額＝事業費－融資額－市町村助成

5 県からの補助金総額に千円未満の金額が生じた場合には、当該金額は切り捨てるものとする。

6 交付申請において、内示額の一部を保留して申請を受ける場合、交付申請書に「以内申請理由書（別紙様式例）」を添付させることとする。

第7 その他

1 事業実施にあたっての留意すること

(1) 事業実施に当たっては、国庫補助事業等を積極的に取り入れ、本事業と有機的な連携のもとに地域の活性化を図るよう努めるものとする。

特に、事業内容が国庫補助事業や他の補助制度の活用が可能な場合は、それらの制度を活用することとし、活用できない場合に限って、本事業を実施するものとする。

また、あわせて、事業主体を実質化された人・農地プランの中心経営体ととして位置づけるとともに、農地中間管理機構を活用した農地集積、農福連携、GAPの導入、輸出の推進に努めるものとする。

(2) プランの施策に即し、事業の目的・効果が明確な事業であること。

(3) 機械・施設等についての共同性があり、地域農業の維持・発展に資する事業であること。

ただし、認定農業者及び認定新規就農者が単独で機械・施設等を整備する場合、共同性は適用しないこととする。

- (4) 過去において実施した補助事業（ソフト・ハード）が計画に対し、適正に実施・運営されていること。
- (5) 事業主体が市町村域の広域団体の場合
- ① 申請、報告及び届出等は、原則として主たる市町村長を経由するものとする。
 - ② 実施地区が複数の市町村の区域に及ぶ場合には、事業主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に写しを提出するものとする。
- (6) 本事業は、1つの農業事務所の区域を越える団体（以下「県域団体」という。）が実施する場合を除いて、原則として市町村を通じた間接補助事業とするが、やむを得ない理由があると判断される場合は、この限りではない。
- ただし、やむを得ない理由とは以下の場合に限ることとする。
- なお、事業主体が市町村を経由しない直接補助事業者となった場合、関係市町村から助言を求めるなど調整に努め、農業事務所長（以下「所長」という。）に申請書等を提出すると同時に、その写しを関係市町村へ送付するものとする。
- ① 事業実施主体が、複数の市町村を活動範囲とする団体で、関係する市町村との間で調整ができない場合。
 - ② 市町村の予算措置が間に合わず、かつ事業主体の栽培する野菜の作型の都合等により、年度内の事業実施が困難と判断される場合。
- (7) 事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業を実施しようとする市町村長等は、園芸施設共済等の農業災害補償制度（以下「園芸施設共済等」という。）への加入促進を図るとともに、事業主体にあっては、園芸施設共済等への加入を原則とする。

2 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

3 次の様式等は別紙のとおりとする。

様式第1号 令和○年度 はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業実施計画

様式第2号 はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業計画の承認申請

様式第3号 誓約書

様式第4号 はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業計画の変更承認申請

様式第5号 はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業の事業評価報告

様式第6号 はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業評価表

様式第7号 機械・施設利用状況報告

様式第8号 機械・施設利用状況報告書

様式第9号 燃料等消費量原油量換算表

様式第10号 指令前着工届

附 則

- 1 この要領は、平成24年度から適用する。
- 2 この要領は、平成25年度から適用する。
- 3 この要領は、平成25年9月17日から適用する。
- 4 この要領は、平成26年4月1日から適用する。

- 5 この要領は、平成27年度から適用する。
- 6 この要領は、平成28年度から適用する。
- 7 この要領は、平成29年度から適用する。
- 8 この要領は、平成30年度から適用する。
- 9 この要領は、平成31年度から適用する。
- 10 この要領は、令和2年度から適用する。
- 11 この要領は、令和3年度から適用する。